

法律入門(国際法を含む)

科目ナンバー OI121
総合基礎 選択 2単位

夜久 仁

1. 授業の概要(ねらい)

法律各論として、憲法(統治機構。)民法、刑法及び国際法に関して、以下の授業を行います。

- ① 憲法の統治機構に関して、概要を説明します。
 - ② 民法に関して、総則、物権、債権、親族及び相続の各編について、概要を説明します。なお、説明の順序は、7に掲げた授業内容によります。
 - ③ 刑法に関して、刑法総論といわれる刑法理論の分野について、概要を説明します。
 - ④ 国際法に関して、国際法の概要と基礎的な諸概念について、説明を行います。
- この授業は主に講義形式ですが、各回で取り上げる事項に関して、各自が重要と思う点を中心にして適宜各自にプレゼンテーションを行ってもらうことがあります。

この授業では、学修目標3に関する知識、技法、態度を修得する。

2. 授業の到達目標

学生は、憲法(統治機構)、民法、刑法及び国際法に関して、基礎的な知識を習得することができる。

3. 成績評価の方法および基準

期末試験によります。なお、授業の感想をまとめたレポートを作成してもらうことがあります。
期末試験終了後、希望者には研究室において解説します。

4. 教科書・参考文献

教科書

岩志和一郎(編著) 教科書 『新版 法学の基礎』 成文堂 ISBN978-4-7923-0483-6

参考文献

LMSのほか、講義プリントは適宜配布します。

5. 準備学修の内容

毎回の授業の教材は、前もってLMSに掲載されます。LMSの教材を使ってしっかりと予習をして授業に臨んでください。また、毎回の授業終了後には、その授業において最も興味を持った点を中心に、自分でノートにまとめるなどして復習をしてください。以上の予備学習に1.5時間程度、復習にも1.5時間程度の時間を取ってください。

6. その他履修上の注意事項

- 1 教科書は、法学1で使用したテキストです。
- 2 本講義においては、私法、公法及び国際法という性質の異なる分野に関して、それぞれの概要を説明します。それぞれの分野の法が規律する基本的な対象の違い(私人と私人との間、国家と私人との間、国家と国家との間)に注意してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 憲法(5)・・・統治機構(国会)
憲法の回数は、前期の法学1からの続きです。
- 【第2回】 憲法(6)・・・統治機構(内閣)
- 【第3回】 憲法(7)・・・統治機構(裁判所)
- 【第4回】 憲法(8)・・・統治機構(地方自治・憲法改正)
- 【第5回】 民法(1)・・・民法の基本概念(人・物・債権・物権)
- 【第6回】 民法(2)・・・債権の発生原因①契約
- 【第7回】 民法(3)・・・債権の発生原因②不法行為
- 【第8回】 民法(4)・・・債権の効力
- 【第9回】 民法(5)・・・意思表示の瑕疵
- 【第10回】 民法(6)・・・物権①(物権の性質・種類)
- 【第11回】 民法(7)・・・物権②(物権変動)
- 【第12回】 民法(8)・・・親族・相続
- 【第13回】 刑法(1)・・・刑法総論①(構成要件・違法性)
- 【第14回】 刑法(2)・・・刑法総論②(責任・共犯)
- 【第15回】 国際法・・・国際法の概要、国家と政府
これまでの講義内容を十分に復習しておくこと。